

重要事項に関する説明について

ご契約者様は、利用契約等に加え、下記に同意するものとします。

なお、利用規約等で定義された用語については、本書において別段の定めがない限り、同様に適用されるものとします。

【ログ収集に関して】

Accel-Martサービスにおいて収集した契約者等のログ情報は、ご契約者様のお問い合わせ対応、および障害の原因究明などの本サービスの品質向上その他本サービスを運営するために必要な範囲において、利用することがあります。なお、法令に基づく司法/行政関係の命令や指示に従い、ログの開示請求があった場合には開示することがあります。利用者の利用状況を把握するために、個人を特定する情報を含まずにアクセスログを収集します。アクセス状況に関する統計分析・管理、利用品質の向上を目的としており、それ以外に利用されることはありません。当社は、原則としてご契約者様のユーザ情報やコンテンツに対するアクセスはいたしません。ただし、本サービスの保守、もしくは障害防止等の対応が必要な場合に限り、ご契約者様から同意を得た上でアクセスする場合があります。

なお、法令で義務づけられる場合はこの限りではありません。

【本ソフトウェアの改変について】

1. ご契約者様は、本ソフトウェアのうち、当社より開示されたページ関連ファイル(HTMLファイル、JSファイル、JSPファイル)及びソースコード（以下併せて「本開示コード等」といいます。）の範囲のみについて、当社が別途指定する方法、態様、範囲等に従ってのみ、改変することができます。なお、改変された本ソフトウェア（以下「本改変ソフトウェア」という。）も、利用契約等上、本ソフトウェアに含まれ、本サービスでのみ利用でき、利用契約等の適用があるものとなります。
2. ご契約者様において本改変ソフトウェアに関する何らかの発明等（発明、考案、意匠、回路配置の創作等を含みます。以下「本発明等」といいます。）がなされたときは、本発明等に関する産業財産権その他の知的財産権（特許権、意匠権、実用新案権、回路配置利用権等を含みます。以下、「本産業財産権等」といいます。）の登録出願に先立ち、本発明等の内容を速やかに当社に対して書面により通知する必要があります。この場合、ご契約者様との協議の上、本産業財産権等及びそれに関する登録を受ける権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利等を含みます。以下「本産業財産権等の登録を受ける権利」といいます。）の帰属及び出願に関する事項を定めるものとします。ご契約者様は、かかる協議により本産業財産権等及び本産業財産権等の登録を受ける権利の帰属及び出願に関する事項が定まる前に、当該本産業財産権等及び本産業財産権等の登録を受ける権利につき、登録出願又は譲渡、付担保、使用許諾その他一切の処分を、自

ら行ってはならず、また、第三者をして行わせてはならないものとします。なお、ご契約者様が本項に違反した場合、当社は、対象となる本産業財産権等及び本産業財産権等の登録を受ける権利を、当社に無償にて移転するように要求することができるものとし、当社が当該要求を行った時点において、当該権利は、何らの行為を要することなく当然に、無償にて当社に移転するものとするとともに、ご契約者様は、当該移転に必要な手続き（第三者対抗要件の具備を含みますがこれに限られません。）の一切を行うものとします。

3. 本改変ソフトウェアに関しご契約者様が著作権、産業財産権その他の知的財産権又はノウハウその他の知的財産を有することとなった場合（前2.の場合を含みますがこれに限られません。）、ご契約者様は、当社に対し、(i)当社が、本改変ソフトウェアの複製、翻案、改変、公衆送信（送信可能化を含みます。）、頒布その他の一切の使用（これらの再許諾を含みます。）を、目的を問わず、地域無制限で、永続的、非独占的に行うこと、並びに、(ii)当該使用に必要な範囲において当社が本発明等その他の知的財産の実施等を行うことを、当該知的財産又は知的財産権が生じた時点において、何らの行為を要することなく当然に、無償にて許諾したものとみなされます。なお、かかる許諾は、適用される法令、条約等に基づき当社が本改変ソフトウェアを使用等することができる権利を限定するものと解されないものとします。
4. 前3. に定めるご契約者様が有する権利が第三者に譲渡され又は質権等の担保の目的とされる場合、その他前項の許諾に基づく本改変ソフトウェアの使用に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、ご契約者様はこれを事前に当社に書面により通知するとともに、当社が引き続き本書と同等の条件で本改変ソフトウェアを使用することができるよう、必要な手続きを行うものとします。

本書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、本書に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として処理するものとします。

以上